資料２

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

【令和８年度『高齢者に対する運賃割引事業』の枠組み】

◆２つの事業を実施する

事業①

『市営バス・予約型乗合タクシー』

の運賃を無料にする。

事業②

事業①以外の公共交通

（路線バス、鉄道、一般のタクシー）について、

助成券4,000円分で運賃を助成する。

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

【令和８年度『高齢者に対する運賃割引事業』の配布物】

◆助成券は全部で以下の３種類

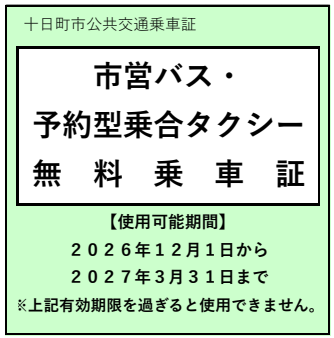
◆**申請者に必要な助成券を選択**してもらい配布する

◆事業①と事業②に対応する助成券の区分けがあるため、

（A）1 2 3の全部、（B）1のみ、（C）2 3のみ、の３パターンとなる

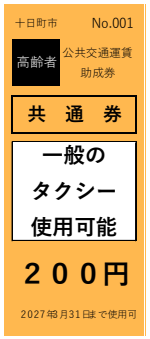
例えば、『市営バス・予約型乗合タクシーの無料乗車券』が必要無ければ、『公共交通運賃助成券』のみを申請することも可能

1



事業①に対応

2



3



事業②に対応

各券の詳細は後述

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

【令和８年度『高齢者に対する運賃割引事業』全体を通して】

・申請対象者は市内に住所のある、令和９年３月３１日時点で**満７５歳以上**の高齢者（昭和２７年４月１日以前に生まれた人）とする。

・ホームページなどで事前に告知しながら、市報11月号で申請受付を開始する。

⇒12月28日をもって申請は〆切

・申請方法は、昨年同様、紙ベースと電子申請を併用する

・申請者は《事業①の乗車証》と《事業②の助成券（２種類）》で必要なものを選択する

⇒ 選択パターンは **３パターン** となる

- (A) 《事業①の乗車証》と《事業②の助成券（２種類）》の全部
- (B) 《事業①の乗車証》のみ
- (C) 《事業②の助成券（２種類）》のみ

・《事業①》と《事業②》を同時に実施し、実施期間も同じ期間とする（12月1日～3月31日までの４カ月間）

・乗車証及び助成券は、申請者本人のみ使用可能とする（申請者以外の他の者への譲渡や販売は禁止とする）

・紛失や盗難等があった場合でも、乗車証及び助成券の再発行はしない

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

《事業①》市営バスと予約型乗合タクシーの運賃を無料とする

●目的

高齢者の運賃を無料にすることにより気軽に乗れる機会を創出し、公共交通に触れてもらうことにより、今後の免許返納も視野に入れた利用促進を図る

●申請対象者

・市内に住所のある、**７５歳**以上の高齢者 （※昨年も７５歳以上を対象）

●申請者への配布物

・**乗車証**（運転手に提示）

《乗車証イメージ》

十日町市公共交通乗車証

市営バス・
予約型乗合タクシー
無　料　乗　車　証

【使用可能期間】
２０２６年１２月１日から
２０２７年３月３１日まで
※上記有効期限を過ぎると使用できません。

●申請期間

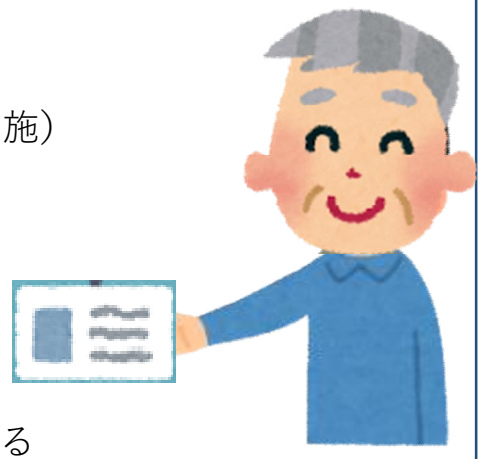
・市報11月号で申請受付開始　⇒　12月28日をもって申請は〆切

※申請方法は、昨年同様、紙ベースと電子申請を併用する

※12月1日から開始となるため、申請者には順次乗車証を発送する

●実施期間

・**４カ月間**（12月1日～3月31日）を予定　（※後述《事業②》助成券配布事業と同時実施）



●対象の交通機関

・市営バスと予約型乗合タクシーのみ対象とする

●実施方法

・申請のあった高齢者に対し、市から乗車証を送付

・市営バス又は予約型乗合タクシーの降車時に乗車証を提示した場合は運賃を無料とする

・乗車証の使用者数は**運転手が記載する乗降記録等により把握**し、効果検証を行う

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

《事業②》一般のタクシーにも使える共通券と使えない専用券を分けて助成券配布

●目的

高齢者の運賃を助成することにより気軽に乗れる機会を創出し、公共交通に触れてもらうことにより、今後の免許返納も視野に入れた利用促進を図る

プレミアム商品券の
大型店でも使える共通券と
使えない専用券
を参考とした

●申請対象者

・市内に住所のある、**７５歳**以上の高齢者 （※昨年も７５歳以上を対象）

●申請者への配布物

・**4,000円分（200円×20枚）**の助成券を配布

（内訳：タクシーにも使える**共通券10枚〔2,000円分〕**、タクシーに使えない**専用券10枚〔2,000円分〕**）

・助成券のサイズ感は、他交通事業者の回数券より大きくして差別化する。

※共通券と専用券で分けることにより、タクシーに偏りすぎないように見直し。

《利用券イメージ》



●申請期間

・市報11月号で申請受付開始　⇒　12月28日をもって申請は〆切

※申請方法は、昨年同様、紙ベースと電子申請を併用する

※12月1日から開始となるため、申請者には順次助成券を発送する

●実施期間

・**４カ月間**（12月1日～3月31日）を予定

（※前述《事業①》市営バス・予約型乗合タクシー運賃無料事業と同時実施）

令和８年度高齢者に対する運賃割引事業（素案）

●対象の交通機関

＜前提＞
『市営バス・予約型乗合タクシー』は、同時実施でそもそも無料とするため、
事業②は、路線バス、鉄道、一般のタクシーが対象の交通機関の候補となる。

・路線バス、鉄道、一般のタクシー事業者に対し、**共催事業者を募集する**
※共催いただける事業者でのみ利用可能とする。それ以外の事業者では利用できない。
※募集については別途案内する

●実施方法
・申請のあった高齢者に対し、市から助成券4,000円分を送付
・対象の公共交通の運賃支払時や窓口購入時等に現金の代わりに助成券を使用（下記にケースを例示）
・共催事業者は助成券をとりまとめ、市に請求書とともに提出する
・一括請求または分割請求はどちらも可能とする。ただし、月ごとの利用枚数は別途様式にて報告する。
・市は、助成券の額面に応じた金額を共催事業者に支払う

【利用券使用方法ケースの例示】
①公共交通降車時に現金の代わりに使用（運転手に手渡し、運賃箱に投入など）
②窓口での支払時限定とし、乗車券の購入に使用（乗り放題券や高齢者パスなど含む）

※実際にどのような使用形態にするかは、共催事業者の希望に沿って決定し、各事業者での使用方法は案内文書や市報などで周知する。